

意思表示の効力発生時期

——民法起草者の議論を通じた考察——

大久保 輝

- 一 はじめに
- 二 前提問題として 意思表示の伝達過程に関する学説
- 三 民法97条1項の起草過程
- 四 梅謙次郎と富井政章の教科書の記述
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

民法は、意思表示の効力発生時期について、その通知が相手方に到達したときから効力が発生するものとして（民法97条1項）、到達主義の原則を採用している。したがって、契約は、相対立する2個以上の意思表示の合致で成立するが⁽¹⁾、申込の意思表示と承諾の意思表示との合致で成立するのが普通であるから⁽²⁾、少なくとも申込の意思表示に関しては、到達主義が採用されていることになる。

ところが、契約の成立時期について、民法は、隔地者間の契約は承諾の通知を發した時に成立するものとして（民法526条1項）、發信主義をとっている。このことに関し、インターネット取引のような電子契約の場合に不都合が生じることが指摘されている⁽³⁾。筆者も、インターネット取引における契約の成立時期について、發信主義の不都合を検討している⁽⁴⁾。2001年には、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が制定され、同法4条では、隔地者間の契約で電子承諾通知を

発する場合に民法526条1項と民法527条を適用しないものとしている。確かに、発信主義の不都合は、電子契約において際立つことになる。しかし、このことは何も電子契約に限られるものではないはずである。発信主義が必ずしも承諾者に有利であるとはいえないことは既に指摘されているところである⁽⁵⁾。

また、筆者は、旧民法および現行民法の規定の成立過程や、その後の学説の展開について検討し⁽⁶⁾、発信主義を採る民法526条1項があるにもかかわらず、民法97条1項や民法521条2項の関係で到達主義的な解釈をする諸学説の努力を考察した。

なお、現在、債権法改正の議論がなされており、法制審議会は、2011年4月12日に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」の部会決定がなされたところである。それによると、意思表示の到達及び受領能力⁽⁷⁾や、申込みと承諾⁽⁸⁾などについても検討がなされ、とりわけ、隔地者間の契約の成立時期について、到達主義を採ることの当否が検討されている⁽⁹⁾。

本稿は、そもそも意思表示の効力発生時期がどのようなものであるかを、現行民法起草者の考え方を中心に考察していくことにする。そして、発信主義の不都合を一層際立たせることを狙いとしたい。

二 前提問題として 意思表示の伝達過程に関する学説

1 4段階説

意思表示の伝達過程については、一般的に、次のような「表白」、「発信」、「到達」、「了知」の4段階の説明がなされる。すなわち、「相手方ある意思表示は、まず、表意者が意思を表白し（例えば書面を認め）、ついで、これを発信し（投函）、相手方がこれを受領し（配達）、最後に、相手方がこれを了知する（読了）という順序になる」⁽¹⁰⁾。

2 5段階説

これに対し、「第一は、表示者が一定の意味を記号に転換する大脳内における過程、第二は、表示者がその記号を一定の物理的刺戟（光または音の波）の型態で発生させる（発信）過程、第三は、この物理的刺戟が一定の表示受領者の知覚し得る状態に到達する段階、第四は、その表示受領者がこれを現実知覚する過程、第五は、その表示受領者がその知覚した記号を意味に転換して理解する過程」⁽¹¹⁾と、5段階の説明をするものがある。

3 6段階説

さらに、「第1は、表意者が一定の意味（意図した内容）を記号に転換する大脳内における過程の段階、第2は、表意者がその記号を一定の物理的刺戟（通常は光または音の波）の型態に作る（例えば、書面を作る）表白段階、第3は、それを相手方に到達するように適当な状態を作出する発信段階、第4は、その物理的刺戟が一定の表示受領者の知覚しうる状態に到達する段階、第5は、その表示受領者がこれを現実知覚する段階、第6は、その表示受領者がその知覚した記号を意味に転換して理解する了知過程である」⁽¹²⁾と、6段階の説明をするものがある。

4 検討

まず、「表示者が一定の意味を記号に転換する大脳内における過程」は、それ自体としては外界とまったく関係のない表意者本人の内的な精神的・心理的状态にすぎないから、このような過程がそれ自体としておよそ法律上意味をもつことがありうるのか、という疑問が呈されている⁽¹³⁾。次に、6段階説は書面による場合に適合するとしても、対話者間の意思表示の場合には却って適合しないことになりそうである⁽¹⁴⁾。さらに、5段階説の第4段階と第5段階の区別は現実的に不可能ではないかともいわれる⁽¹⁵⁾。こうして、通説的な4段階説が支持される。

三 民法97条1項の起草過程

1 主査会における原案

主査会における現行97条に相当する96条案は、当初、梅謙次郎から提案され、

「離隔地ニ在ル人ニ対スル意思表示ハ其通知ヲ発シタル時ヨリ其効力ヲ生ス」⁽¹⁶⁾

と、発信主義を採用のものであった。その理由の中に、

「離隔地ニ在ル人ニ対シテ意思表示ヲ為ス場合ニ於テ其意思表示カ如何ナル時ヨリ効力ヲ生スルヤハ意思表示ノ原理及ヒ實際ノ利害ニ関スル至難ノ問題ニシテ学説ノ未タ一定セサル所ナリ欧米諸国ノ立法例及ヒ判決例亦各其採ル所ノ主義ヲ異ニセリ然レトモ索遼民法、独逸民法草案等ノ外総テノ法律行為ニ関スル意思表示ノ規則トシテ一定ノ主義ヲ採リタルモノアルヲ見ス何レモ唯契約成立ノ時期即チ申込ニ対スル承諾ノ効力ヲ生スヘキ時期ヲ定ムルニ付キ発信、了知ノ二主義中其一ヲ採ルニ過キス而シテ了知主義ノ変体トシテ受信主義ヲ執ルモノモ亦之アリ蓋シ契約成立ノ時期ノ如キハ本問題ノ適用中最モ重大ナルモノニ属スルコト固ヨリ論ヲ俟タスト雖モ今玄ニ規定スル所ハ意思表示ノ通則ニシテ敢テ専ラ契約ノ成立ノミニ関スルニハ非ス」⁽¹⁷⁾

としている箇所が見られる。すなわち、意思表示の効力発生時期の問題としての立法例はなく、契約成立の時期、承諾の効力の発生時期について、発信主義、了知主義、了知主義の変体としての受信主義を採用する国があるとしている。ちなみに、了知主義は、オーストリア、ザクセン、イタリア、スペイン、ベルギーの諸国と、ドイツ民法草案が採っているとしている。ただし、オーストリア民法、ザクセン民法、ドイツ民法草案は純然たる了知主義ではなくその変体としての受信主義だとしている。

2 主査会における修正案

これに対し、富井政章が、

「離隔地ニ在ル人ニ対スル意思表示ハ其通知カ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス」⁽¹⁸⁾

として、到達主義を採る修正案を提出している。そして、

「離隔地ニ在ル人ニ対スル意思表示カ其効力ヲ生スヘキ時期ヲ定ムルコトニ付キ立法上三種ノ方法アルコトハ本員ノ喋々ヲ俟タスシテ委員諸君ノ夙ニ了知セラルル所ナリ即チ（一）相手方ニ向ケ其通知ヲ発シタル時ヨリ効力ヲ生スルモノト為スコト（発信主義）（二）相手方ニ其通知カ到達シタル時ヲ以テ其効力発生ノ時期ト為スコト（受信主義）（三）相手方カ其意思表示ヲ了知シタル時ニ始メテ効力ヲ生スルモノト為スコト（了知主義）是ナリ」⁽¹⁹⁾

と、その理由の説明を始めている。これを見る限りは、富井政章も梅謙次郎も、隔地者間における意思表示の効力発生時期についての立法主義として、発信主義、到達主義、了知主義の3つがあることで共通しているといえる。

従来、梅謙次郎の発信主義的立場と、富井政章の到達主義的立場の妥協として、現行民法526条1項の契約の成立（承諾の意思表示）につき発信主義を採る代わりに、意思表示の効力発生時期一般につき到達主義を採ったとされてきた⁽²⁰⁾。確かに、

「然レトモ諸国ノ法律ヲ見ルニ索遼民法及ヒ独逸民法草案等僅々タル例ヲ除ク外ハ未タ嘗テ総テノ法律行為ニ関スル意思表示ノ規則トシテ右三主義中ノ一ヲ採リタルモノアルヲ見ス」⁽²¹⁾

と、立法例について、梅謙次郎と同様の説明をしている。また、意思表示の効力発生時期一般について、

「唯契約申込ノ承諾（Acceptation）カ其効力ヲ生スヘキ時期ヲ定ムルコトニ付キ立法及ヒ判決例一定セス学者又其説ヲ異ニスルノミ固ヨリ契約ノ承諾ノ如キハ意思表示中ノ最モ適用多キモノナルヘシト雖モ又意思表示ノ

一種ニ過キサルコト疑ヲ存セス然ルニ今普通ノ立法例ニ倣ハスシテ玄ニ意思表示ノ一節ヲ設ケ其通則ヲ定メントスルニ当テハ専ラ承諾ナル一種ノ意思表示ノミヲ眼中ニ置クコトヲ得ス」⁽²²⁾

として、承諾の意思表示のみの規定とはしないこととしている。さらに続けて、

「数多ノ種類ノ意思表示ニ付キ實際ノ利害ヲ考ヘ以テ一般ノ規則ヲ定メサルヘカラス仮令契約ノ承諾ニ付テハ甲主義ニ依ルヲ便利トシテモ若他ノ多クノ行為ニ付キ乙主義ニ従フヲ至当トセハ一般ノ原則ハ之ヲ乙主義ニ採ラサルヲ得ス然ルニ今最モ多クノ行為ニ付キ考ルトキハ凡ソ離隔地ニ在ル人ニ対スル意思表示ハ其ノ通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ効力ヲ生スヘキモノトスルノ至当ナルコトヲ疑ハス原案ニ採用セル発信主義ノ如キハ決シテ玄ニ意思表示ノ通則トスヘキモノニ非サルコトヲ信スルナリ」⁽²³⁾

として、契約成立時期すなわち承諾の意思表示の効力発生時期について発信主義をとるとしても、意思表示一般については到達主義をとるべきであるとしている。加えて、

「(原案ニ於テ了知主義ヲ採ラサリシハ同意ナルヲ以テ此点ニ付キ論スルノ必要ナシ)」⁽²⁴⁾

と、了知主義は採らないとしている。

しかし、次章で示す通り、梅謙次郎と富井政章の間には、契約の成立時期すなわち承諾の意思表示の効力発生時期について発信主義を採る代わりに、意思表示一般について到達主義を採ることとして妥協したという一面だけでは説明できない考え方の根本的な違いがあるように思われるのである。

四 梅謙次郎と富井政章の教科書の記述

1 梅謙次郎の教科書の記述

すでに見たとおり、現行民法97条の原案の96条の提案理由では、意思表

示の効力発生時期の問題としての立法例はなく、契約成立の時期、承諾の効力の発生時期について、発信主義、了知主義、了知主義の変体としての受信主義を採る国があるとしている。いわば、発信主義と了知主義との対立であるとする。

梅謙次郎の教科書の記述にも、そう考えていることをうかがわせる記述がある。まず、発信主義、了知主義、了知主義の変体としての受信主義について、

「本条ハ隔地者ニ対スル意思表示カ其効力ヲ生スヘキ時期ヲ定メタルモノナリ蓋シ此問題ニ付テハ従来発信主義（外ニ表示主義ナルモノアリテ単ニ意思ヲ表白スルノミニテ可ナリトスルモ其取ルニ足ラサルコト明カナリ）ト了知主義トアリテ発信主義ニ於テハ意思表示ノ通知ヲ発スルト同時ニ其効力発生スヘキモノトシ了知主義ニ於テハ相手方カ其意思表示ヲ知レル時ニ始メテ其効力ヲ生スヘキモノトセリ而シテ了知主義ノ変体トシテ受信主義ヲ採ル者亦少カラス受信主義ハ相手方カ意思表示ノ通知ヲ受ケタル時ニ其効力ヲ生スルモノトスルニ在リ」⁽²⁵⁾

と説明し、

「了知主義ハ實際相手方カ其意思表示ヲ知レルヤ否ヤヲ確知スルコト能ハス動モスレハ相手方ノ利益ニ従ヒ既ニ知レルモノヲ知ラスト偽ルモ其反対ヲ証明スルコト極メテ難キノ弊アリ故ニ理論上此主義ヲ可ナリトスル者モ實際其不便ナルコトヲ認メテ寧ロ其変体ナル受信主義ヲ採ルに至レルモノ多カ如シ」⁽²⁶⁾

として、了知主義の不都合について説明する。さらに、

「本条ニ於テハ意思表示ノ原則トシテハ受信主義ヲ採レリ蓋シ理論上ニ於テハ双方ノ主義氷炭相容レサルモノニシテ到底之ヲ調和スルコト能ハスト雖モ立法者ハ必スシモ理論ニ偏セス専ラ實際ノ便宜ヲ考ヘ規定ヲ設クルカ故ニ本条ニ於テ理論上孰レノ説ヲ可ナリトシタルカハ之ヲ断言スルコト能ハス」⁽²⁷⁾

として、発信主義と了知主義が相容れない考えであることを説明してい

る。そして、そのあと、発信主義の正当性を力説している。

梅謙次郎は、理論上、表白主義、発信主義、受信主義、了知主義があることを認めつつ、表白主義はとるに足らないとし、受信主義は了知主義の変体としており、結局、発信主義と了知主義との対立であるとしている。

2 富井政章の教科書の記述

ところが、富井政章は少し違う対立項を設けているように思われる。

富井政章は、現行民法97条1項の原案96条の修正案の理由には、発信主義、受信主義、了知主義の3つを立法主義として掲げていたが、教科書では、

「(一) 表白主義 此主義ニ於テハ意思表示カ単ニ外見上ノ形跡ヲ具ヘタル即時ヲ以テ其効力発生ノ時期トス例ヘハ書状ヲ封綴シ何時ニテモ之ヲ発想スルコトヲ得ヘキ状態ニ置キタル時ノ如シ

(二) 発信主義 此主義ニ於テハ表意者カ其意思表示ヲ自己ノ管理外ニ置キタル時ヲ以テ其効力発生ノ時期トス即チ書状ヲ郵便箱ニ投入シ又ハ電報ヲ電信局ノ受取口ニ差出シタル時ノ如シ

(三) 受信主義 此主義ニ於テハ意思表示ノ通知カ相手方ニ到達シタル時ヲ以テ其効力発生ノ時期トス即チ通常ノ場合ニ於テ相手方カ意思表示ヲ了知スルコトヲ得ヘキ状態ニ置カレタル時ヲ謂フ故ニ此主義ヲ称シテ到達主義トモ謂フナリ

(四) 了知主義 此主義ニ於テハ相手方カ意思表示ノ通知ヲ受領シタル後更ニ之ヲ了知シタル時ヲ以テ其効力発生ノ時期トス故ニ書状又ハ電報ヲ受取りタル上ニ之ヲ開封且閲読シタルニ非サレハ意思表示ハ其効力ヲ生セサルモノトス」⁽²⁸⁾

として、理論上、表白主義、発信主義、受信主義、了知主義があるとする。

そして、

「今此ニ理論上ヨリ観察スルトキハ唯ニ大主義アルノミ表白主義及ヒ了

知主義即ち是ナリ」⁽²⁹⁾

として、4つの主義は理論上2主義に帰着するとする。

まず、表白主義と発信主義については、表白主義に帰着するとする。すなわち、

「単純ナル表白主義ト発信主義トハ畢竟同一ノ觀念ニシテ発信ハ即チ確實ナル表白ニ外ナラス蓋表意者ニ於テ其意思表示ノ通知ヲ發送セサル間ハ尚自己ノ掌中ニ在ルモノニシテ之ヲ変更スルコト自由ナルカ故ニ未タ確定ニ意思表示ヲ完了シタルモノト謂フコトヲ得ス故ニ實際ノ必要ニ応スルニハ発信ノ時ヨリ其効力ヲ生スルモノト為スヘキナリ要スルニ表白主義ト発信主義トハ唯抽象的ニ觀察スルト具形的ニ觀察スルトノ差異アルニ過キス決シテ根底ニ於テ相異ナルモノニ非サルナリ」⁽³⁰⁾

としている。

次に、受信主義と了知主義については、了知主義に帰着するとする。すなわち、

「了知主義ト受信主義トノ區別ニ付テモ同様ノ論断ヲ為スコトヲ得ヘシ蓋純理上ヨリ觀察スルトキハ意思表示ノ通知カ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生スルモノトスルニ十分ナル理由アルコトナシ本来意思表示ヲ相手方ニ通知スルコトヲ要スルハ畢竟之ヲシテ其内容ヲ了知セシムル為ニ外ナラス故ニ理論上ヨリ言ヘハ了知ノ時ヲ以テ其効力発生ノ時期ト為ササルヘカラスト雖モ絶対的ニ此主義ヲ一貫セントスルトキハ實際ニ不都合ナル結果ヲ生スルコトナキヲ得ス例ヘハ相手方カ怠リテ其受取りタル信書ヲ披見セサル間ハ意思表示ハ其効力ヲ生スルコト能ハス即チ意思表示ヲ有効ナラシムルト否トハ全ク相手方ノ方寸ニ在ルコトト為リ自己ノ為ニ不利益ト認ムルトキハ故意ニ之ヲ了知セサルコトヲ主張スヘシ表意者ニ於テモ了知ノ如キ無形ノ事実ハ之ヲ証明スルコト甚困難ナルカ故ニ到底取引界ノ需要ニ適応スルコトヲ得ス故ニ理論上ニ於テハ了知主義ヲ採ルヘキニモセヨ立法上ニ於テハ了知ノ事実ト通常時ヲ隔ツルコトナキ到達ノ時ヲ標準トスルノ妥当ナル所以ナリ由是觀之受信主義ナルモノハ畢竟便直上ヨリ了知主義

ノ変形セラレタルモノト見ルコトヲ得ヘシ」⁽³¹⁾

とする。

五 むすびにかえて

1 梅謙次郎と富井政章の対立項の違い

従来から指摘されているように、意思表示の効力発生時期に関し、発信主義を採るべきであると主張する梅謙次郎と、到達主義を採るべきであると主張する富井政章との間には、大きな考え方の違いがある。そして、契約の成立すなわち承諾の意思表示に関する526条1項については発信主義を採り、意思表示の効力発生時期に関する97条1項については到達主義を採ることで、妥協をはかったことも従来から指摘されているところである。

しかし、意思表示の効力発生時期に関する立法主義に関して、梅謙次郎と富井政章との間には、従来から考えられてきた以上の考え方の隔たりがあった。

両者とも、意思表示の伝達過程について4段階説を前提とし、意思表示の効力発生時期に関する立法主義については、表白主義、発信主義、到達主義、了知主義の4主義が観念できるとする。しかし、対立項をどう捉えるかについては、両者におおきな違いがあったのである。

梅謙次郎は、発信主義と了知主義を対立項としている。ただし、了知主義の変体としての到達主義を、折衷的な考えとしている。

一方、富井政章は、表白主義と了知主義の2主義に帰着するとして、この2つを対立項としている。もちろん、立法主義として純然たる了知主義は採れないにしても、到達主義ならば採れるものとしている。

2 本考察の意味

梅謙次郎と富井政章との間で、意思表示の効力発生時期に関する立法主

義の対立項の違いが明らかになったことで、以下に述べる2つの論点につながるのではないかと考えている。

(1) 到達の意味

立法主義として、純然たる了知主義は採れないにしても、了知主義に近い到達主義を採ることは可能ではないか。そうすると、到達の意味も変わってくる可能性がある。

一般に、「到達とは、意思表示が相手方の勢力範囲内に入ること、すなわち、社会観念上一般に了知すべき客観的状态を生じたと認められることである」⁽³²⁾と、定義されている。しかし、この定義によっても、勢力範囲とは何か、了知可能性とは何か、勢力範囲と了知可能性との関係はどのようなものかについては不明確である。

到達の意味に関しては、著名な最高裁判決がいくつか存在する⁽³³⁾。また、既に、到達と了知に関する詳細な研究がある⁽³⁴⁾。

筆者は、到達の意味について、単なる了知可能性ではなく、了知蓋然性⁽³⁵⁾という考えを採れないか、今後模索するつもりである。

(2) 発信主義の不合理性

意思表示の効力発生時期に関して、純然たる了知主義は採れないにしても、限りなく了知主義に近い到達主義は採れないかということを模索すると、契約の成立すなわち承諾の意思表示の効力発生時期に関して発信主義を採用した現行民法526条1項の不合理性が際立ってくるのではないかと筆者は考えている。

意思表示の効力発生時期に関して発信主義を採ることを主張した梅謙次郎は、発信主義と了知主義とを対立項とした。しかし、到達主義を主張した富井政章も、純然たる了知主義は採れないのは認めている。とすれば、了知主義と対立項にすべきなのは、表白主義ということになりはしないか。表白主義が採れないことは、梅謙次郎も認めている。富井政章がいうように、表白主義と了知主義の2主義に帰着するということになる。純然たる表白主義も純然たる了知主義も採れないということになれば、今日

の学説のいうように、発信主義と到達主義が対立項ということになろう。

限りなく了知主義に近い到達主義ということになれば、発信主義からは遠くなっていくことになる。したがって、発信主義の不合理性が際立ってくることにつながると考える。

3 今後の課題

本考察では、あくまでも民法起草者の考えを探求したにすぎない。法の解釈において、起草者の考えは参考にはなるが、それに縛られるものではない。したがって、今後は、意思表示の伝達過程の各段階の意味、とりわけ意思表示の到達の意味を明らかにし、それと併せて、到達主義の合理性と発信主義の不合理性を、判例や学説、諸外国の立法をみたうえで考察をしていきたいと考えている。

註

- (1) 我妻栄『新訂民法総則』（1965年）244頁。
- (2) 我妻・前掲註（1）244頁。
- (3) 内田貴「電子商取引と法（2）」N B L601号（1996年）19頁、松本恒雄「インターネット上での取引と法」法律時報69巻7号（1997年）20頁など。
- (4) 大久保輝「高度情報化社会の契約関係—インターネット取引を中心として—」日本大学大学院法学研究年報28号（1998年）337頁、同「契約の競争締結—インターネットオークションにおける契約の成立—」日本大学大学院法学研究年報31号（2001年）255頁。
- (5) 石田喜久夫『現代の契約法（増補版）』（2001年）38頁。
- (6) 大久保輝「契約の成立時期に関する一考察」中央学院大学法学論叢23巻1号27頁。
- (7) 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」234頁以下。
- (8) 法務省民事局参事官室・前掲註（7）188頁以下。
- (9) 法務省民事局参事官室・前掲註（7）196頁以下。
- (10) 我妻・前掲註（1）316頁。
- (11) 川島武宜『法律学全集17 民法総則』（1965年）213頁。
- (12) 高津幸一「§97 隔地者に対する意思表示」『注釈民法（3）総則（3）』

- (1973年) 244頁。
- (13) 須永醇「§97 隔地者に対する意思表示」『新版注釈民法（3）総則（3）』（2003年）513頁。
- (14) 須永・前掲註（13）513頁。
- (15) 須永・前掲註（13）513頁。
- (16) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書13 法典調査会民法主査会議事速記録』（1988年）666頁。
- (17) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）666頁。
- (18) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (19) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (20) 星野英一「編纂過程から見た民法拾遺（二・完）」法学協会雑誌82巻5号（1966年）48頁。
- (21) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (22) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (23) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (24) 法務大臣官房司法法制調査部・前掲註（16）669頁。
- (25) 梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一総則編』（明治44年）242頁。
- (26) 梅・前掲註（25）243頁。
- (27) 梅・前掲註（25）243頁。
- (28) 富井政章『訂正増補民法原論第一卷総論』（1922年）468頁。
- (29) 富井・前掲註（28）468頁。
- (30) 富井・前掲註（28）470頁。
- (31) 富井・前掲註（28）471頁。
- (32) 我妻・前掲註（1）317頁。
- (33) 最判昭和36年4月20日民集15巻4号774頁、最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁など。
- (34) 小林一俊『意思表示了知・到達の研究』（2002年）。
- (35) 小林・前掲註（34）55頁、81頁。